

市民に親しまれる体育館をめざして

市では、現在、新体育館の規模や機能、概算事業費、事業スケジュール、整備手法などをまとめた「新体育館建設基本計画」の策定に向けた取組を進めています。今月は、この計画の策定状況についてお知らせします。



新体育館の規模・機能等について(検討中)

現段階(第4回審議会まで)での新体育館の規模・機能についての主なものは、下記のとおりです。今後、さらに検討が進められます。

● 県大会等が開催される県立浜山体育館とのそれぞれの役割をふまえ、市民のスポーツ活動拠点としての機能をメインとします。2階建てとし延床面積は9,000m²程度。

● 主な施設の構成と想定規模

- ① メインアリーナ
2,000m²程度で、分割利用を可能とし、観客席については1,000席程度の固定席を配置。
- ② サブアリーナ
1,000m²程度で、分割利用を可能とし、2階に観覧スペースを確保。
- ③ 多目的室、会議室・大会役員室
分割利用できるようにし、多目的室はダンス等の利用ができるように配慮。
- ④ ランニングコース
大会時のアップや雨天時・冬季など日頃のスポーツ活動等に利用できるランニングコースを館内に設置。
- ⑤ 駐車場・駐輪場
駐車場は400台程度を確保し、隣接する県立大学出雲キャンパス駐車場との相互利用を検討。駐輪場も設置。
- ⑥ 緑地・憩いの広場
敷地内には、市民の憩いのスペースを設け、植栽など景観に配慮。
- ⑦ 付随する機能
コンベンション、避難所にも活用できるよう配慮。

市は、昨年10月に出雲市スポーツ振興審議会(今岡一朗会長以下19名)に新体育館建設基本計画の策定について諮問しました。

また、市は、施設の規模・機能等について、競技団体や市民を対象にした説明会の開催や、広報いずもや市ホームページを通じて、メールやファクスによる意見を受け付け、広く市民から意見を聴いてきました。

その意見を踏まえ、審議会では、松江市総合体育館や県立浜山体育館の視察を行いながら、計画案について審議されています。

今回は、2月6日の第4回会議で審議された主な内容についてお知らせします。

今後、概算事業費や事業手法についても審議が進められ、市に答申されることになっています。

定住促進住まいづくり助成金 ～住宅リフォーム費用を助成します～

子育て世代、三世代同居、三世代近居、新婚世帯等の定住促進を図るため、住宅改修費用の一部を助成します。また、空き家の利活用を図るため、いずも空き家バンクに登録された住宅を購入し、居住する世帯の住宅改修費用の一部についても助成します。※工事の着工前に申請が必要です。

助成対象者

出雲市在住者または申請年度内の転入者で、次のいずれかに該当する者。

- **子育て世代世帯** 18歳以下の子2人以上と同居する世帯
- **三世代同居世帯** 三世代以上が同一敷地内に居住する世帯
- **三世代近居世帯** 三世代以上が旧市町地域内に居住する世帯
- **新規二世帯同居世帯** 親と子、孫等が新たに同居しようとする世帯
- **新婚世帯** 結婚5年未満の夫婦が同居する世帯
- **空き家バンク登録住宅購入世帯** いずも空き家バンクに登録された住宅を購入し、居住する世帯。ただし、申請日の1年前までに購入した住宅に限ります。

助成内容

工事費の **10%** 上限10万円

(50万円以上) 募集は予算額に達した時点で、終了となります。

助成対象工事

①～⑤のすべてに該当する工事

- ① 市内にある自己または親族(3親等以内)の所有で、居住する家の工事
- ② 市内業者(市内に本店を有する業者。個人事業業者含む)に発注する工事
- ③ 工事費50万円以上の工事
- ④ 助成金交付決定後に着手する工事
- ⑤ 2020年3月10日までに完了する工事

申請方法

申請書に必要事項を記入のうえ、添付書類をそろえて、縁結び定住課に提出してください。

申請書は、市ホームページからダウンロードできます。

添付書類など詳しくは、縁結び定住課へおたずねください。



おたずね・申込

縁結び定住課 電話 21-6629 FAX 21-6599
メールアドレス teijyu@city.izumo.shimane.jp

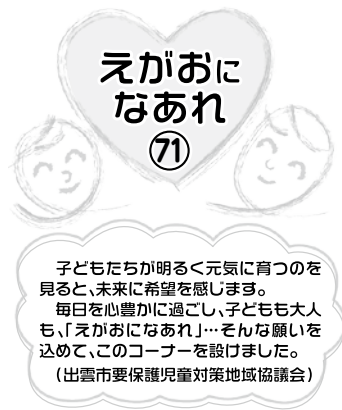
「里親制度を知ってください」
児童相談所では子どもに関するたくさんの方の相談を受けています。その中には、やむを得ない事情により、自分の家で生活できない子どももいます。このような子どもを家族の一員として家庭に迎え入れ、愛情を込めて養育する人を「里親」と言います。里親には主に次の区分があります。

【養育里親】親と一緒に生活できるようになるまで養育する

【養子縁組里親】養子縁組して子どもの養親になることを前提に養育する

【親族里親】親の死亡、行方不明などの事情にある子どもを、その祖父母やきょうだいが養育する

現在、自分の家で生活できない子どもの約75%は施設で暮らしており、里親家庭等で暮らす子ども



は25%ほどですが、子どもの健やかな発達にとっては、できるだけ家庭的な環境で養育されることが望ましいとされています。家庭の中で特定の大人との愛着関係の中で養育されることで、自己肯定感や基本的信頼感を獲得したり、将来自分の家庭を築く上でのモデルとしたりすることができると

す。
国の方針では、里親家庭等で暮らす子どもの割合を、就学前の子どもについては75%以上、学童期以降の子どもについては50%以上とすることとされています。一人でも多くの子どもたちが家庭の温もりを感じながら心身ともに成長できるように、たくさんの方に里親になっていただきたいと思えます。また、里親制度のことを多くの方々に知っていただくことが里親や里子の支援につながります。出雲児童相談所では里親制度の事前講座も実施しています。興味のある方は出雲児童相談所までおたずねください。

(執筆: 出雲児童相談所)

おたずね/子ども家庭相談室

☎ 21-66004